

○松阪市介護保険サービス事業者等指導実施要綱

令和4年4月1日告示第174号

(目的)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第23条又は健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法（以下「平成18年旧介護保険法」という。）第23条の規定による居宅サービス等（居宅サービス（これに相当するサービスを含む。）、地域密着型サービス（これに相当するサービスを含む。）、居宅介護支援（これに相当するサービスを含む。）、施設サービス、介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。）、地域密着型介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。）若しくは介護予防支援（これに相当するサービスを含む。）をいう。以下同じ。）を担当する者又はこれらの者であった者（以下「居宅サービス実施者等」という。）に対して行う保険給付に関する文書の提出など及びそれに基づく措置として、居宅サービス等を行った者又はこれを使用する者に対して行う介護給付若しくは予防給付（以下「介護給付等」という。）に係る居宅サービス等（以下「介護給付等対象サービス」という。）の内容並びに介護給付等に係る費用（以下「介護報酬」という。）の請求に関する指導について、基本的事項を定めることにより、居宅サービス等の利用者又は入所者若しくは入居者（以下「利用者等」という。）の自立支援及び尊厳の保持を念頭において、介護保険施設及び事業者の支援を基本とし介護給付等対象サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図ることを目的とする。

(指導方針)

第2条 指導は、居宅サービス実施者等、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型介護サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護老人福祉施設若しくは指定介護老人福祉施設の開設者若しくはその長、介護老人保健施設の開設者、介護老人保健施設の管理者若しくは医師、介護医療院の開設者、介護医療院の管理者若しくは医師、平成18年旧介護保険法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設（以下「指定介護療養型医療施設」という。）若しくは指定介護療養型医療施設の開設者若しくは管理者、医師、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定介護予防支援事業者（以下「サービス事業者等」という。）に対し、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年厚生省令第37号）、「松阪市指定居宅介護支援等の事業の人員、設備及び運営に関する基準条例」（平成30年松阪市条例第3号）、「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年厚生省令第39号）、「介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準」（平成11年厚生省令第40号）、「介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準」（平成30年厚生労働省令第5号）、「健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、

設備及び運営に関する基準」（平成11年厚生省令第41号）、「松阪市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準条例」（平成25年松阪市条例第1号）、「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」（平成18年厚生労働省令第35号）、「松阪市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準条例」（平成25年松阪市条例第2号）、「松阪市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例」（平成27年松阪市条例第2号）、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成12年厚生省告示第19号）、「指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準」（平成12年厚生省告示第20号）、「指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準」（平成12年厚生省告示第21号）、「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成18年厚生労働省告示第126号）、「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成18年厚生労働省告示第127号）、「指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成18年厚生労働省告示第128号）、「指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準」（平成18年厚生労働省告示第129号）、「厚生労働大臣が定める一単位の単価」（平成27年厚生労働省告示第93号）等（以下「基準等」という。）に定める介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬の請求等に関する事項について周知徹底させることを方針とする。

（実施計画）

第3条 第1条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事項を定めて実施計画を毎年度策定するものとする。

- (1) 指導の実施方針に関すること。
- (2) 指導の実施時期に関すること。
- (3) 指導の実施形態に関すること。

（指導形態等）

第4条 集団指導は、市長が指定の権限を持つサービス事業者等に対し、介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬請求の内容、制度改正内容及び高齢者虐待事案をはじめとした過去の指導事例等に基づく指導内容について、年1回以上、一定の場所に集めて講習等の方法により行うものとする。この場合において、オンライン等（オンライン会議システム、ホームページ等。以下同じ。）の活用による動画の配信等による実施も可能とする。

2 運営指導は、次に掲げる各号について、それぞれ当該各号に定める方法にて行うものとする。

- (1) 運営指導の形態 次のアからウまでの内容について、原則、実地に行うものとする。この場合において、効率的な実施の観点から、それぞれ分割して実施す

ることも可能とする。

ア 介護サービスの実施状況指導 個別サービスの質（施設・設備や利用者等に対するサービスの提供状況を含む）に関する指導

イ 最低基準等運営体制指導 基準等に規定する運営体制に関する指導（ウに関するものを除く。）

ウ 報酬請求指導 加算等の介護報酬請求の適正実施に関する指導

(2) 実施頻度 指導の対象となるサービス事業者等に対して、原則として指定の有効期間内に少なくとも1回以上行う。

(3) 運営指導の内容 基準等への適合性に関し、サービス事業者等による自己点検を励行するものとし、第1号ア及びイについては、介護サービスの質の確保、利用者保護等の観点から重要と考えられる標準的な確認すべき項目（以下「確認項目」という。）及び標準的な確認すべき文書（以下「確認文書」という。）に基づき実施し、サービス種別毎の確認項目及び確認文書については、厚生労働省が定める介護保険施設等運営指導マニュアル等（以下「運営指導マニュアル等」という。）に定めるものとする。この場合において、運営指導（第1号ア及びイに限る。）においては、確認項目以外の項目は、特段の事情がない限り確認を行わないものとし、確認文書以外の文書は原則求めないものとする。

(4) 運営指導の実施区分 次のとおりとする。

ア 一般指導 市長が単独で行うもの

イ 合同指導 市長及び三重県知事、厚生労働大臣又は他市町長が合同で行うもの

（指導対象）

第5条 指導は全てのサービス事業者等を対象とし、効率的な指導を行う観点から、次に掲げる指導対象の選定については、当該各号に定める方針に基づき行うものとする。

(1) 集団指導の対象 市長が指定の権限を持つ全てのサービス事業者等を対象に行う。この場合において、市長は、その指導内容等により、サービス種別毎の実施や新規指定又は管理者の変更があったサービス事業者等を対象として別途実施する等、より一層内容の理解が図られるよう努める。

(2) 運営指導の対象 次のとおりとする。

ア 一般指導 市長は、実施頻度や個別事由を勘案し、原則毎年度、計画的に実施できるよう、サービス事業者等を選定する。

イ 合同指導 一般指導の対象としたサービス事業者等の中から選定する。

2 市長及び三重県知事は互いに連携を図り、必要な情報交換を行うことで適切な集団指導及び運営指導の実施に努めるものとする。

（指導の体制）

第6条 前条の規定による指導は、健康福祉部健康福祉総務課の職員が所属長の指示を受け、実施する。

- 2 指導は2人以上の者をもって行い、そのうち1人は、係長級以上の職にある者を充てる。

(指導方法等)

第7条 集団指導については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により行うものとする。

- (1) 実施通知 市長は、集団指導の日時、場所、出席者、指導内容等を文書により当該サービス事業者等に対して原則として2か月前までに通知する。
 - (2) 指導方法 実施に当たっては、サービス事業者等に対して、指導内容の理解を深めるため質問や個別相談等の機会を設ける等、工夫をする。この場合において、集団指導に参加しなかったサービス事業者等に対しては、使用した資料の送付等により確実に資料の閲覧が行われるよう情報提供するとともに、オンライン等の活用による動画の配信等による場合は、配信動画の視聴や資料の閲覧方法について確認する。
- 2 運営指導については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により行うものとする。

- (1) 実施通知 市長は、指導対象となるサービス事業者等を決定したときは、次の各号に掲げる事項を文書により当該サービス事業者等に原則として1月前までに通知する。ただし、指導対象となるサービス事業者等において高齢者虐待が疑われている等の理由により、あらかじめ通知したのでは当該サービス事業者等の日常におけるサービスの提供状況を確認することができないと認められる場合は、指導開始時に次に掲げる事項を文書により通知する。

ア 運営指導の根拠規定及び目的

イ 運営指導の日時及び場所

ウ 指導担当者

エ サービス事業者等の出席者（役職名等で可）

オ 準備すべき書類等

カ 当日の進め方、流れ等（実施する運営指導の形態、スケジュール等）

- (2) 指導方法 運営指導は、関係者から関係書類等を基に説明を求め面談方式で行う。この場合において、施設・設備や利用者等のサービス利用状況以外の実地でなくても確認できる内容（最低基準等運営体制指導及び報酬請求指導に限る。）の確認については、情報セキュリティの確保を前提としてオンライン等を活用することができるものとし、活用に当たっては、サービス事業者等の過度な負担とならないよう十分に配慮する。

- (3) 運営指導の留意点 次のとおりとする。

ア 所要時間の短縮等 運営指導の所要時間については、確認事項を踏まえることで、一のサービス事業者等当たりの所要時間をできる限り短縮し、サービス事業者等と市双方の負担を軽減し、運営指導の頻度向上を図る。

イ 同一所在地等の運営指導の同時実施 同一所在地や近隣に所在するサービス

事業者等に対する運営指導については、できるだけ同日又は連続した日程で行うなどにより効率化を図る。

ウ 運営指導で準備する書類等 運営指導において準備する文書は、原則として、前年度から直近の実績に係るものとし、サービス事業者等に対して運営指導の事前又は当日に提出を求める資料及び書類の写等については1部とし、自治体が既に保有している文書（新規指定等、指定更新時及び変更時に提出されているもの等）については再提出を求めない。また、サービス事業者等において作成、保存等が行われている各種書面について、当該書面に代えて電磁的記録により管理されている場合は、ディスプレイ上で内容を確認することとし、別途、印刷した書類等の準備や提出は求めない。

エ 利用者等の記録等の確認 利用者等へのサービスの質を確認するためにその記録等を確認する場合は、特に必要と判断する場合を除き、対象は原則として3名以内とする。

（指導結果の講評）

第8条 指導担当者は、運営指導終了後、サービス事業者等の開設者及び管理者の出席を求めて講評及び必要な助言又は指示を行う。

（復命書の作成）

第9条 指導担当者は、指導の内容について調書を作成し、問題点等を記したうえで速やかに上司に復命しなければならない。

（指導結果の通知等）

第10条 運営指導の結果、人員、施設及び設備又は運営について改善を要すると認められる事項がある場合、介護報酬請求について不正には当たらない軽微な誤りが認められ、過誤による調整を要すると認められる場合には、指導後1か月以内に文書によりその旨を通知する。

2 市長は、当該サービス事業者等に対して、文書で通知した事項については、文書により報告を求めるものとする。

（監査への変更）

第11条 運営指導を実施中に次の各号のいずれかに該当する状況を確認した場合は、運営指導を中止し、直ちに松阪市介護保険サービス事業者等監査実施要綱（令和4年松阪市告示第175号）に定めるところにより監査を行い、事実関係の調査及び確認を行うものとする。

- (1) 介護給付等対象サービスの事業の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準に従っていない状況が著しいと認められる場合又はその疑いがあると認められる場合。
- (2) 介護報酬請求について、不正を行っているとして認められる場合又はその疑いがあると認められる場合。
- (3) 不正の手段による指定等を受けていると認められる場合又はその疑いがあると認められる場合。

- (4) 高齢者虐待等により、利用者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼしている
と認められる場合又はその疑いがあると認められる場合。

(指導にあたっての留意点)

第12条 指導は、運営指導マニュアル等に基づき行うものとし、特に次の各号に留意するものとする。

- (1) 担当職員は、あらかじめ指導の手順及び分担等を定め、効率的に行うよう努めるとともに、サービス事業者等の事務に支障がないよう留意する。
- (2) 運営指導を行う際には、サービス事業者等の開設者及び管理者の出席を求めるほか、必要に応じて介護給付等対象サービスの担当者、介護報酬請求の担当者又は関係者の出席を求めるものとする。また、必ずしも事前に通知した者に限定することなく、実情に詳しい従業者やサービス事業者等を経営する法人の労務・会計等の担当者が同席することも可能とする。
- (3) 運営指導は、基準等に基づき行うものとし、担当職員の主観に基づく指導や、当該サービス事業者等に対する前回の指導内容と根拠なく大きく異なる指導は行わない。
- (4) 高圧的な言動は控え、改善が必要な事項に対する指導や、より良いケア等を促す助言等については、サービス事業者等との共通認識が得られるよう留意する。
- (5) 運営指導における個々の指導に当たっては、具体的な状況や理由を聴取し、根拠規定やその趣旨・目的等について懇切丁寧な説明を行う。
- (6) 適正な事業運営等に関し効果的な取り組みを行っているサービス事業者等については、積極的に評価し、他のサービス事業者等にも紹介する等、介護サービスの質の向上に向けた指導を行う。

(指導後の措置)

第13条 運営指導の結果、指導した事項について改善が不十分なサービス事業者等については、後日、速やかに監査を行うものとする。

- 2 運営指導において、介護給付費等対象サービスの内容又は介護給付費の算定及び請求に関し、基準等に不適合な事実を確認したときは、当該サービス事業者等に対し、指導月から起算して前1年分について自己点検を行わせ、返還すべき内容を確認したうえで、過誤調整による返還を指示するものとする。ただし、自己点検の結果、当該事実が指導月から起算して1年以上前から発生していると認められるときは、指導月から起算して5年前までを上限に遡及して、自己点検及び過誤調整による返還の指示を行うことができるものとする。

(運営指導の拒否への対応)

第14条 正当な理由がなく運営指導を拒否したサービス事業者等については、監査を実施できるものとする。

(指導結果の公表)

第15条 毎年度終了後、松阪市が指導の結果を市のホームページ等で公表する。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、指導に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（令和8年3月25日告示第97号）

この告示は、令和8年4月1日から施行する。